

## 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する 手引のポイント

平成 27 年 1 月 27 日、文部科学省は「公立小中学校の適正規模・適正配置」の基準を約 60 年ぶりに見直し、公立小中学校について、現行の学校規模の標準（12～18 学級）を下回る場合の対応の目安」として、学校の規模別に市町村のとるべき対応策をまとめた手引を策定した。

### **【ポイント 1】**

少子化の進展が予想される中、望ましい規模を小学校は全学年でクラス替えできる「1 学年 2 学級以上」、中学校は教科担任が学習指導できる「9 学級以上」としたこと。

### **【ポイント 2】**

「学校の適正配置」として、従来の通学距離について小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は「おおむね 1 時間以内」を目安とするという基準を設定したこと。ただし、体力低下、家庭学習時間の減少など、通学時間が長くなることに伴う課題を一定程度解消できることを前提としている。

### **【その他】**

現時点で 12～18 学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後 10 年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であるとしている。

「手引」で示された「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」は、「各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、…地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきもの」とされている。

「各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくことが期待されます。」とされている。